

会計年度児童福祉施設保育士等業務員 募集要項

令和7年12月1日 子ども青少年局中央児童相談所

この募集要項を
ご覧になる方へ

年齢不問です。

意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用 予定 人数	主な職務内容等
会計年度 児童福祉施設保 育士等業務員	1名 程度	名古屋市西部児童相談所において、次の事務に従事していただきます。 ・一時保護所における児童の行動観察及び生活指導

※ 採用予定人数は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2 受験資格

下記の（１）及び（２）の条件のいずれも満たす方

（１）次のいずれかに該当される方

- ア 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する方。
- イ 保育士として、児童及び保護者の指導に従事した経験を有する方。
- ウ 児童自立支援専門員資格または児童生活支援員資格を有する方。

（２）次のいずれにも該当しない方

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

（１）申込期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月17日（水）まで

（２）申込方法

別紙の履歴書（申込書）に必要事項を記入の上、子ども青少年局中央児童相談所まで郵送（12/17（水）必着）もしくは持込してください。

※ 持込の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の午前9時から午後5時まで受け付けます。

〔郵送宛先〕 〒466-0858

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地

中央児童相談所 相談課 会計年度任用職員採用担当

(3) 申込書類

ア 履歴書（申込書）

イ 小論文

テーマ：「様々な理由で一時保護された子どもたちへの支援にあたり、私が大切であると考え、留意すべきと考えること」

1,000 文字程度、A 4 縦長横書き、「希望する職種」及び「氏名」を自筆で明記してください。「希望する職種」及び「氏名」以外は自筆、パソコン等を問いません。上記のテーマについて、ご自分の体験などを交えて具体的にお書きください。

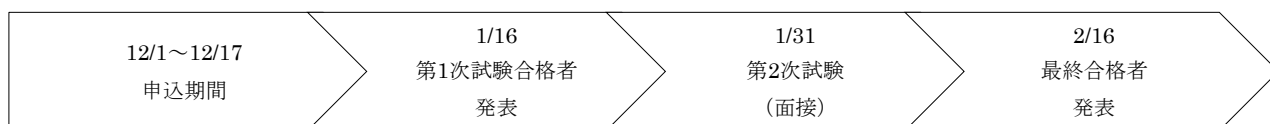
ウ 第 1 次試験結果通知用封筒（長形 3 号 サイズ 120 mm×235 mm）

110 円切手を貼り、住所・氏名を記載したもの。

※ 申込書類に不備がある場合は受け付けません。また、一度提出された書類は返却しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	日程	試験内容	配点
第 1 次試験	12 月 17 日（水） までに提出	申込時に提出いただく履歴書（申込書）による書類選考及び小論文による選考を行います。	120 点満点
第 2 次試験	令和 8 年 1 月 31 日（土）	口述による個人面接試験（20 分程度）を実施します。	300 点満点

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 第 2 次試験会場及び集合時間

第 1 次試験結果通知に記載してお知らせします。

(4) 各試験結果の通知

第 1 次試験結果は、令和 8 年 1 月 16 日（金）に、最終試験結果については令和 8 年 2 月 16 日（月）に郵送にて通知します。あわせて本市ウェブサイト最終合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

(1) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、名簿の上位から採用予定人数に応じた人数が「令和 8 年 4 月 1 日採用予定者」として、令和 8 年 4 月 1 日に採用予定となります。その他の合格者は欠員の状況等に応じて逐次採用されます

が、名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、名簿の有効期限は、令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

なお、採用は、令和 8 年度予算の議決を条件とします。

(2) 任用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります（採用後 1 か月間は条件付採用期間となります）。

(3) 翌年度以降の任用については、勤務実績に応じて再び任用される可能性があります。（最大 4 回まで）ただし、現行の事業計画の継続（任用枠が減らないこと等）を条件とします。

(4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

(5) 保育士資格のある方については採用内定後、児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、保育士特定登録取消者管理システムにて照会を行います

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

第 1 次試験 不合格者	・ 第 1 次試験順位 ・ 第 1 次試験得点 ・ 第 1 次試験 合格基準点	各試験の結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の 場合は、次の開庁日まで)	子ども青少年局中央児童 相談所において、必ず受験 者本人が、運転免許証、旅 券等の身分証明書（写真の あるもの）を提示して口頭 で申し出てください。
第 2 次試験 不合格者	・ 総合順位 ・ 総合得点 ・ 最終合格基準点	・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	

※ 開示請求は受験者本人による中央児童相談所（名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 16 番地）への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書）に不足がある場合は開示できません。

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報 酬	月額 161,148 円から 209,403 円（地域手当相当報酬を含む。）の範囲で、高等学校卒業後の年数に応じて決定 他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当等を支給 <報酬の例>		
	高等学校新卒	高等学校卒業後 5 年	高等学校卒業後 14 年 (上限)
	161,148 円	188,213 円	209,403 円
	(令和 7 年 11 月 1 日現在の支給額です。人事給与制度等の改正により増減する場合があります。)		

勤務時間	原則、以下のどちらか（別途、遅番時間帯の勤務については要相談） ・月曜日から日曜日のうち4日、午前8時45分から午後5時15分までの1日7時間30分（1時間の休憩を除く）の週30時間 ・月曜日から日曜日のうち5日、午前8時45分から午後5時30分までのうちの1日6時間（1時間の休憩を除く）の週30時間
休日	4週8休または4週12休、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、労務災害補償あり
勤務場所	《名古屋市西部児童相談所》 住 所：名古屋市中川区小城町1丁目1番地の20 所管区域：西区、中村区、熱田区、中川区、港区

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

名古屋市子ども青少年局 中央児童相談所 相談課

会計年度任用職員採用担当

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地 児童福祉センター内

Tel:052-757-6111（代表） Fax:052-757-6122